

子どもは一人の人間として尊重され、守られるべき存在です。しかし、いじめや児童虐待、体罰、性被害など、子どもが被害を受ける問題は深刻で、他にも不登校・貧困と格差・ネット被害・ヤングケアラーなどの問題も注視されています。

その解決のため、相談体制の強化や子育て支援制度の充実が必要です。また子どもが「権利の主体」であることを認め、意見を尊重し、多様性を認めるなど、子どもの成長を支援する取り組みを進めます。

- 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ●子育て支援の推進
- 児童虐待防止対策の推進 ●子どもの健全育成環境の整備・いじめや不登校等に対する取り組みの推進 など

～こども基本法～(令和5年施行)

令和5年4月1日より、「こども基本法」が施行されました。

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在であり、自分らしく幸せに成長でき暮らせるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。

こども基本法は、こうした社会を目指して、**こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律**です。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法がつけられました。**こども施策の基本理念などを明確にし、国や道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。(こども家庭庁ホームページより)



自己肯定感を育てよう! 志を持って前向きに生きる子どもであるために

自己肯定感とは、「**自分が好き**」と**思える感情**です。できること・できないことがあっても、ありのままの自分を大切に思える感情のことです。

最近の子どもは自己肯定感が低い傾向にあり、「自分は何をやってもダメな人間だ」と感じるものが、「よくある」「時々ある」と答える子どもが多くみられます。「あなたの良いところは?」と尋ねられてもあまり答えられず、「良くないところは?」と聞くとたくさん出てきます。

このような現代の子どもたちの自己肯定感を育てるために、**子どもを認め、ほめる言葉をもっと増やしましょう。**私たちは無意識のうちに子どもの自己肯定感を傷つける言葉を使っています。

ほめる時は、子どものよい行動を具体的にほめ、結果ではなく努力をほめましょう。人と比べてほめるのではなく、本人の成長したところをほめましょう。

叱る時は、感情的にならず落ち着いて叱りましょう。人格を叱るのではなく、行動を叱るようにしましょう。

子どもを一人の人として認めて見守り、**子どもの自主性に目を向け、認めてほめることが、子どもの自己肯定感を高めることにつながります。**

ヤングケアラーとは?

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーはどれくらいいるのかの調査では、回答した中学2年生の約17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答しています。(令和2年度に中学2年生・高校2年生を対象にした厚生労働省の調査)

SNS相談・電話相談・オンラインコミュニティなど、相談できる場所が広がっています。辛いときは、学校の先生・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親戚の人など信頼できるまわりの大人に、頼ることが大事です。(こども家庭庁特設ホームページより)



ご相談・お問合せ先



あなたの相談窓口ナビ
_政府広報オンライン

(法務省)
子どもの人権110番

☎0120-007-110
(全国共通・無料)
8:30~17:15

※土・日・祝・平日の時間外は
留守番電話です。

(文部科学省)
24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310
(なやみ言おう)

通話無料
24時間受付年中無休

(こども家庭庁)
児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(いちはやく)
通話無料
24時間受付

※お近くの児童相談所につながります。